

～ 長崎県以外の私立高等学校等に
在学している生徒の保護者の皆様へ ～



令和6年度 ※新1年生のみ対象
長崎県私立高等学校等奨学給付金について（早期給付）

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。

今回は、特に入学時の負担が大きい新入生に対する一部給付の前倒しの案内です。

1. 支給要件

■令和6年4月1日現在において、次のすべての要件を満たしていること

- ①平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、高等学校等就学支援金又は専攻科の生徒は高等学校等修学支援事業費補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免のため支給していない場合を含む。）
- ②保護者が長崎県内に住所を有すること
- ③保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税、生活保護（生業扶助）受給世帯、もしくは令和6年4月1日までに保護者の失職等による家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯であること

※上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません

- ・令和6年4月1日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

2. 支給金額

区分		高校生等1人あたりの給付額		支給対象経費	
		年額	今回支給額 (1/4)		
生業扶助受給世帯の高校生等 (全ての課程共通)		52,600円	13,150円	授業料以外の 教育に必要な 経費	
4月までに家計急変した世帯 帯を除く。 道府県民税所得割及び市町村民 税非課税世帯(生業扶助受給世帯)	通信制の高校生等 (第1子、第2子以降共通)	52,100円	13,025円		
	通信制以外 の高校生等	第1子の 高校生等	142,600円		35,650円
		第2子以降 の高校生等	152,000円		38,000円
道府県民税所得 割及び市町村民 税非課税世帯	専攻科の高校生等	52,100円	13,025円		

※「第1子」及び「第2子以降」の区分は、別紙1「高校生等奨学給付金(世帯構成別)」で確認してください。

3. 申請方法

- 次の提出書類を郵送又は持参により、直接、長崎県総務部学事振興課へ提出してください。
- 申請書等の様式は、長崎県総務部学事振興課のホームページからダウンロードしていただくか、長崎県総務部学事振興課あてに請求してください。

県HP 検索方法

【組織で探す】 → 【学事振興課】 → 【長崎県私立高等学校等奨学給付金】

4. 提出書類

- 申請書の記入にあたっては、申請書に添付されている「記入上の注意」をご覧ください。ただし記入例を参考のうえ、記入もれや押印もれがないようにご注意ください。なお、家庭状況に応じて記載書類の他に添付書類を求める場合がございますのでご了承ください。

1. 生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること
- イ 在学証明書（様式第2号）
- ウ 生活保護（生業扶助）受給証明書（**原本**）
- ・続柄の記載があるもの
 - ・令和6年4月1日以降に発行されたもの
 - ・学校長の原本証明があれば、写しでも可
- エ 通帳の写し
- ・申請者名義の口座
 - ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

2. 令和5年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯で、第1子または通信制の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること
- イ 在学証明書（様式第2号）
- ウ 保護者等全員の令和5年度（令和4年中の所得）の所得課税証明書、非課税証明書等（**原本**）
- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可
 - ・自営業などの場合は、「市町村民税・県民税の納税通知」でも可
- エ 住民票謄本（**原本**）
- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
 - ・学校長の原本証明があれば、写しでも可

オ 通帳の写し

- ・申請者名義の口座
- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

3. 令和5年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であり、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟・姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）

- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること

イ 在学証明書（様式第2号）

ウ 保護者等全員の令和5年度（令和4年中の所得）の所得課税証明書、非課税証明書等（**原本**）

- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可
- ・自営業などの場合は、「市町村民税・県民税の納税通知」でも可

エ 住民票謄本（**原本**）

- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
- ・扶養する高校生等本人及び兄弟姉妹（15歳以上23歳未満）のうち、保護者等と別居し住民票を異動させている場合は、その者の住民票除票も併せて添付すること
- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可

オ 令和6年4月1日現在の年齢が15歳以上23歳未満の子を扶養していることを誓約する扶養誓約書（第1号様式）

カ 通帳の写し

- ・申請者名義の口座
- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

4. 令和5年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯で、専攻科の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること
- イ 在学証明書（様式第2号）
- ウ 保護者等全員の令和5年度（令和4年中の所得）の所得課税証明書、非課税証明書等（**原本**）
- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可
 - ・自営業などの場合は、「市町村民税・県民税の納税通知」でも可
- エ 住民票謄本（**原本**）
- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
 - ・学校長の原本証明があれば、写しでも可
- オ 個人対象要件証明書（様式第13号）
- カ 通帳の写し
- ・申請者名義の口座
 - ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

5. 保護者の失職等により収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯の高校生等（家計急変）

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- イ 在学証明書（様式第2号）
- ウ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが確認できる書類
- ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など）
 - ②家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）
 - ③保護者等全員の令和5年度（令和4年中の所得）の所得課税証明書
 - ④保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
- ・扶養者及び扶養親族全員分の健康保険証の写し
- ※国民健康保険証の場合は、保険証の写しと併せて扶養誓約書（第1号様式）を提出すること

⑤その他知事が必要と認める書類

※添付する書類については、個別にご相談ください。

エ 住民票謄本（原本）

- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可

オ 個人対象要件証明書（様式第13号） ※専攻科の生徒のみ

カ 通帳の写し

- ・申請者名義の口座
- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

5. 提出期限 令和6年5月31日（金）必着

6. 支給方法等

■支給の可否を決定・通知後、保護者等の口座に振り込みます。（8月頃を予定）

7. 問い合わせ先

長崎県 総務部 学事振興課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2282 FAX 095-895-2547

E-mail s01150@pref.nagasaki.lg.jp